

住宅の新築（増改築）により公設浄化槽を設置する方へ

御殿場市下水道課

※別に市ホームページに掲載する公設浄化槽の資料と併せてご覧ください。

【建築主様】

1 申請時期について

公設浄化槽の設置申請は、遅くとも建築工事を行う5か月前までに済ませてください。ただし、年度末（1～3月）については工事までに6か月以上必要になることもありますのでご了承ください。（申請窓口は下水道課及び各支所に設置しています。）

なお、添付書類が揃わないなどの理由で5か月前までに申請できない場合は、事前に市担当課にご相談ください。

2 現地立ち会いについて

現地立ち会いを行う場合には、極力同席をお願いします。

3 工事計画協議について

設計等の完了後、市から工事計画（施工時期、設計図、予定工事金額等を記載したもの）を提示します。職員が説明に伺いますのでご協力をお願いします。

なお、工事計画の内容に承諾する際は、市が提示する承諾書類等に記名、押印をお願いします。（工事計画を提示した時点で変更を要求することもできますが、着工後の変更要求については応じられませんのでご注意ください。）

4 分担金の納付について

工事の前に、公設浄化槽の工事に係る分担金（下表）を市が発行する納付書により納付してください。

区分	分担金額
5人槽	85,000円
6～7人槽	100,000円
8～10人槽	137,000円

（分担金には、浄化槽法第7条の検査手数料を含みます。）

5 施工について

市の入札により公設浄化槽の工事業者を決定します。工事に着手する前に業者を案内しますので、円滑な工事にご協力ください。

6 市が負担する経費と負担金の納付について

あらかじめ決められた範囲の公設浄化槽設置工事を市が行います。

ただし、市が行う工事に係る工事費が、市が負担する経費の上限額(下表)を超えた場合は、分担金とは別に超えた分の費用(増嵩経費)を負担していただきます。(個人が負担する金額は市の工事の完了後に確定します。)

区分	市が負担する経費の上限額
5人槽	837,000円
6～7人槽	1,043,000円
8～10人槽	1,375,000円

7 個人が負担する工事について

公設浄化槽の設置に係る工事であっても、市が行う工事の対象外の工事については個人で対応していただくこととなります。(費用についても個人負担となります。)

例…工事に係る支障物の撤去、ブロワ用電源の設置など

8 排水設備工事について

排水設備工事については、御殿場市下水道条例（平成4年御殿場市条例第19号）第7条第1項に規定する「御殿場市下水道排水設備指定工事店」にご依頼ください。排水設備指定工事店以外の業者への工事依頼はできません。

9 公設浄化槽の使用開始について

公設浄化槽の使用を開始する際は「御殿場市公設浄化槽使用開始届出書」を提出してください。

なお、使用開始後の使用料は下表のとおりです。

区分	使用料（ひと月あたり）	備考
5人槽	3,600円	左記の金額に消費税相当額を加算します。
6～7人槽	4,380円	
8～10人槽	5,600円	

10 資料提供について

建築業者等から図面データ等をお預かりする場合があります。

【建築業者様】

1 公設浄化槽設置工事に係る協議について

建築工事の影響範囲、市工事の影響範囲について確認し、施工計画等を調整します。申請前であっても、できる限り早期（建築工事の設計段階が好ましい）に市担当課と協議をしてください。

2 排水設備工事について

排水設備の設計及び工事は、御殿場市下水道条例第7条第1項に規定する「御殿場市下水道排水設備指定工事店」が行うこととなります。したがって、浄化槽の設置高さ等については排水設備指定工事店との調整も必要になりますのでご注意ください。

3 資料提供について

次に掲げる建築工事に伴い作成する図書（資料）を市担当課に提出してください。（可能であれば電子データ（JWW形式等））

- ①設計担当者、現場代理人等の連絡先
- ②建物・敷地平面図（浄化槽設置予定位置、設置予定位置地盤高、浄化槽天端高さ、浄化槽への排水流入高さ、高さ基準点、ブロー用電源の位置の明示をお願いします。）
- ③建築確認済証及びし尿浄化槽の概要書の写し
- ④排水設備配置図及び縦断面図（排水設備計画については、排水設備指定工事店との調整が必要になります。）
- ⑤建築工事の工程表（工事着手から物件引渡しまで）
- ⑥その他公設浄化槽設置工事に必要な書類

4 施工について

公設浄化槽設置工事は仕様書等に基づき行います。また、市の工事の状況により物件の引渡し時期が遅れる場合があります。

5 市が行う工事及び個人が負担する工事について

あらかじめ決められた範囲の工事を市が行います。(上部スラブの打設まで。)

ただし、公設浄化槽の設置に係る工事であっても、市が行う工事の対象外の工事については個人で対応していただくこととなります。(費用についても個人負担となります。)

例… 工事に係る支障物の撤去、ブロワ用電源の設置など

6 浄化槽法第7条・第11条に規定される法定検査について

法定検査の申し込み及び検査料の支払いは市が行います。

【排水設備工事業者様】

1 排水設備工事の基準について

工事の基準等については、平成 29 年 3 月 14 日付け御殿場市環境水道部下水道課通知を参照してください。

2 提出書類について

排水設備工事を行う前に「御殿場市公設浄化槽排水設備等新設(増設・改造)計画確認申請書」を提出し、市の確認を受けてから着工してください。

また、工事が完了した日から 5 日以内に「御殿場市排水設備等工事完了届」を提出し、その後、市の実地確認を受けてください。

3 市の工事との調整について

工程及び浄化槽への排水流入高さ、管路の接続部の仕上げ等に関し、協議、調整等が必要となりますので、事前に市担当課に確認してください。

なお、公設浄化槽に接続する流入管及び流出管（1メートルまで）は、市が施工します。

ご不明な点は御殿場市役所下水道課（0550-84-5111）へご連絡ください。